

## 候補者等及び後援団体の政治活動用立札・看板の掲示について

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）又は後援団体は、政治活動のために使用する事務所において、政治活動用立札及び看板の類を次の制約の下に掲示することができます。

### 1. 政治活動用立札・看板の類とは

- (1) 候補者等の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示した政治活動のために使用する立札及び看板の類
- (2) 法第199条の5第1項に規定する後援団体の名称を表示した政治活動のために使用する立札及び看板の類

### 2. 立札・看板の類の総数（令第110条の5第1項第5号）

- (1) 候補者等1人につき6枚以内
- (2) 同一の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて6枚以内

### 3. 立札・看板の類の大きさ等（法第143条第17項）

- (1) 縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないもの
- (2) (1)の大きさは字句の記載される部分のみでなく、その下に足などを付けた場合はその足の部分も含んだ長さです。
- (3) 「立札」とは、その構造上、独立してこれを立てるか又は施設等に立てかけられるもの

「看板」とは、施設等に比較的固定的に取付けられるものを意味します。

なお、立札・看板の類は、平面による効果を期待しているものを言い、立体的なもの、例えば広告塔・あんどん型ちょうちんのような形態のものは含まれません。

### 4. 立札・看板の類の記載内容（法第143条第16項及び第129条）

- (1) 立札・看板の類は、政治活動のために使用されるものでなければならぬので、その記載内容からみて選挙運動にわたるものであってはなりません。

例えば、「市議会議員選挙立候補予定者〇〇事務所」等と記載すると違反

となります。

## 5. 立札・看板の類の掲示

- (1) 立札・看板の掲示にあたっては、選管に申請して交付を受けた証票を付しておかなければなりません。(令第110条の5第4項)
- (2) 候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において立札・看板の類を通じて2枚以内しか掲示することができません。
- (3) 「政治活動のために使用する事務所」とは、その政治活動のための各種事務を行う場所として定めたものであり、事務所として実態があるものをいいます。
- (4) 「その場所において」とは、事務所の設置場所と合理的に判断される場所であり、関連のない畑やガレージ等に立てたりすることはできません。
- (5) 立札・看板の類を選挙期間中に新たに掲示することは、掲示の時期から概ね法第146条に該当し、更に候補者等の氏名等を冠した後援団体の場合には、法第201条の13第1項第2号に該当することになります。
- (6) 候補者等の政治活動事務所用立札・看板の証票を後援団体用看板に、また、後援団体の政治活動事務所用立札・看板の証票を候補者用看板に貼付して使用することができませんので「候補者等」用証票は候補者用看板に、「後援団体」用証票は後援団体用看板に必ず貼付して下さい。

## 6. その他

証票の交付申請をされた後、立札・看板の類の掲示場所を異動された場合は、異動届を選挙管理委員会へ提出して下さい。

<連絡先>

西宮市選挙管理委員会

(電話) 35-3732